

令和元年度第2回千葉県国民健康保険連携会議

議事要旨

令和元年11月21日(木)
千葉県教育会館本館304会議室
午前10時から午前11時05分まで

議題(1) 仮係数に基づく令和2年度分納付金・標準保険料率の算定結果について

資料1-1～資料1-6に基づき説明。

個別質疑なし。

議題(2) その他

○県による給付点検の実施について

資料2に基づき説明。

個別質疑なし。

○県繰入金(2号分)の交付基準について

資料3-1～資料3-2に基づき説明。

個別質疑なし。

全体議題に係る質疑応答

①仮係数算定に係る基礎数値について【資料1-5】

委員 「(2)国からの公費」で、保険者努力支援制度(市町村分)の金額が前年度確定係数時比で約1億円の減となっているが、どのような要因から減額になったのか。

千葉県 前年度算定から今年度算定にかけて、県内各市町村の評価指標における獲得点数が減少したことにより、減額となったものである。主な要因としては、「後発医薬品の使用割合」で前年度並みの点数を獲得できなかったことや、「特定健康診査・特定保健指導の受診率」で一定以下の受診率であったためにマイナス評価(減点)となってしまう市町村があったことなどが考えられる。

②激変緩和措置に係る財源について【資料1-5】

委員 県繰入金をはじめ、激変緩和措置に投入した財源が、対前年度確定係数時比で相当に圧縮された印象があるが、その構造的な要因として、増加率の上限値(自然増+1%×〇年)が上がったこと以外に、どんなことが考えられるか。

千葉県 指摘のとおり、上限値のハードルを毎年度1%ずつ上げていることが激変緩和財源の圧縮に寄与しているところは大きいと考えているが、それ以外の大きな側面として、前年度算定までは市町村単位で個別に行っていた前期高齢者交付金等の精算処理が、今年度から県単位で行

われるようになり、標準保険料が激変する大きな要因がひとつなくなったことも大きく影響しているものと考えている。

③算定に用いる賦課限度額について【資料1-2】

委員 医療分・後期高齢者支援金分及び介護分それぞれについて、国が政令で定める賦課限度額と同額とするとのことだが、昨今その可能性が取りざたされている賦課限度額の引き上げについては、今後確定係数の算定に当たって加味するのか。

千葉県 資料1-2で示しているのは「算定に当たり用いる賦課限度額は、国が現行政令で定めているものと同額とする」という方針である。今般、来年度以降の賦課限度額が引き上げられる可能性が議論されていることは承知しているが、現時点では、確定係数において賦課限度額の引き上げを加味して、各市町村の賦課限度額控除後総所得の変更を行う予定はない。

④算定結果関係資料の公表時期について

委員 仮係数算定結果について、本連携会議の資料を県ホームページ上に掲載することにより公表するとのことであったが、公表時期はいつごろになる見込みか。

千葉県 庁内の審査等が順調に進めば、11月中には掲載が可能になる見込みである。公表を行った段階で、市町村にはその旨をメール等でお知らせする。

以上